

第4章 二子古墳保存管理計画

本章では、国指定の史跡二子古墳の史跡指定地内の保存管理計画を示す。史跡指定地外の関連する範囲については、保存管理基準を示す。

第1節 保存管理計画策定の基本的考え方

(1) 史跡の現況の把握

保存管理計画を策定するために必要な基礎資料として、古墳の現状、調査履歴、土地所有状況、維持管理状況等の調査を行い、史跡の現況を把握する。

(2) 史跡を構成する諸要素の特定

史跡は、「史跡を構成する諸要素」と「史跡の周辺環境を構成する諸要素」から構成されている。史跡の適正な保存管理を行うため、まず「史跡を構成する諸要素」を特定し、各要素の課題を明確化する。

(3) 保存管理方法の提示

史跡の範囲を、墳丘や周溝など古墳総体の範囲や土地所有状況等に応じて地区区分を行う。そのうえで、保存管理すべき対象範囲については地区の特性に応じた保存管理方法を示すとともに、各地区を構成する諸要素ごとに適切な保存管理方法を定める。

(4) 公有化の方針の提示

史跡の適切な保存管理のために、必要な用地の公有化の方針を示す。

(5) 史跡指定追加地区の提示

現状の史跡指定範囲が古墳の総体の範囲として適切であるかを検討し、将来追加指定する可能性のある範囲を提示する。

(6) 現状変更等に関する取扱基準の明確化

史跡において、将来予想される史跡指定地における各種現状変更等の行為に対する取扱いの方針と具体的な取扱基準を定める。特に円滑な保存管理を行うために、日常の維持管理行為や維持的措置等の範囲を明確にする。

第2節 二子古墳の現状

(1) 指定状況

二子古墳は昭和2年(1927)に「この地方における規模壮大なる古墳にして且善く保存せられたるものの一に属す」との評価を受けて内務省告示第466号をもって12月26日に国指定史跡となった。当初指定面積は、桜井神社所有の墳丘部分とその北側の民有地3反3畝12歩(3,312.21㎡)で、その後、昭和3年5月8日に周辺民有地9畝10歩(925.53㎡)が追加指定された。

指定状況は以下のとおり。

種別	史跡
名称	二子古墳
所在地	碧海郡桜井村大字桜井字二タ子(現安城市桜井町二タ子)
地目・地積	山林9筆、畑1筆、原野1筆
指定年月日	昭和2年10月26日
告示番号	内務省告示第466号
管理者氏名	桜井村(現安城市)
管理者指定年月日	昭和3年3月22日附内務省発理第21号ヲ以テ管理者ニ指定
所有者住所・氏名	別紙記載
説明	前方後圓型ニシテ南方ニ面ス封土ノ高サ前方部二十二尺後圓部三十三尺全長約二百六十尺、此地方ニ於ケル規模壮大ナル古墳ニシテ且善ク保存セラレタルモノノ一ニ属ス
指定ノ事由	保存要目史蹟ノ部第三ニ依ル
保存ノ要件	公益上必要止ムヲ得サル場合ノ外左ノ事項ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス 一、封土ノ発掘及破壊 二、遺物ノ採取 左ノ事項ハ許可ニ當リ十分ノ注意ヲ要ス 一、樹木ノ植栽並伐採 二、工作物ノ建設
追加指定	昭和3年5月8日内務省告示第百二十号ヲ以テ字二タ子五番、六番、六番ノ一、十番、字印内北分四十七番ノ二、五十一番ノ一、五十二番ノ一ノ地域ヲ追加指定セラル
保存施設	昭和3年8月27日附受理第一号ヲ以テ補助金壹百四十円ヲ交付セラル 昭和3年3月18日竣工

※以上、愛知県教育委員会の指定調書の写しを転記、一部注記を追加

(2) これまでの発掘調査等の概要

①調査研究史

宝永7年(1710)桜井神社神主の屋敷地と二子山の樹木の枝が伸びていて百姓が難渋している訴状に対する幕府評定所の判決が記録され(「参州碧海郡桜井村権現神主図書与同村百姓諍論之事」/安城市史編さん委員会1973)、文政2年(1819)二子山とその上に「天神」の社が描

かれている（『桜井村絵図』）。こうして「二子山」の存在は知られていたようであり、「二子山天神」の項目で前方後円という形から「古代の御陵墓」という認識もある（桜井村 1887）。ただし、考古学調査研究史の端緒は、愛知県史跡名勝天然記念物調査会小栗鉄次郎氏による調査である。昭和2年（1927）国指定史跡となり、全長 81 m、後円部幅 45 m、前方部幅 36 m、後円部高 10 m、前方部高 6～7 mの前方後円墳とされ、その成果は昭和 11 年の測量図とともに報告されている（小栗 1936）。昭和 31 年には大塚初重氏、久永春男氏の指導を受けた鈴木和雄氏を始めとする桜井町文化財保護委員会により前方後方墳と認識され、それぞれ報告されている（大塚 1962、桜井町文化財保護委員会 1959）。その後、前方後円墳を墳形とするものもあるが（内藤 1966）、墳丘長 81 mの前方後方墳という認識は、天野暢保氏（1971）、茂木雅博氏（1974）、贅元洋氏（1988）、神谷友和氏（1992）によっても追認されている。茂木氏は葺石や埴輪が地表面では確認できないこと、墳丘はすべて盛土の可能性が高いことを指摘した。また、贅氏は後方部北側から西側にかけて周溝がみられることを指摘している。平成2年（1990）東海埋蔵文化財研究会により墳丘測量調査が行われ、全長 74 m、後方部長 40 m、前方部長 34 m、後方部幅 35 m、前方部幅 25～28 mの前方後方墳として報告された（天野 1994）。安城市教育委員会は平成 15 年に墳丘範囲確認調査を実施している（安城市教育委員会 2007）。

表 17 二子古墳の調査等経過

昭和2年 10月	国史跡指定、前方後円墳として記載
昭和 11 年	小栗鉄次郎氏が測量図を報告
昭和 31 年	大塚初重氏が小栗氏の測量図をもとに現地踏査し、前方後方墳と確認
昭和 37 年	大塚初重氏が、二子古墳を加えて前方後方墳の再検討を行い、前方後方墳の築造年代を5世紀中ごろとする
昭和 31 年	桜井文化財保存会が久永春男氏指導のもとに調査し、測量図を作成
昭和 49 年	茂木雅弘氏が現地踏査し、葺石や埴輪が地表面で確認されず、墳丘が全て盛土の可能性が高いことを指摘
平成2年	東海埋蔵文化財研究会が墳丘の測量調査を実施
平成6年	平成2年の測量図より、二子古墳の全長は 74 m、後方部長 40 m、幅は前方部 25～28 m、後方部は 35 mになり、葺石や埴輪がみられないことを再確認
平成13年 7月	地元が市に対して二子古墳東側の水田を史跡公園化する要望書を提出
平成14年 12月	平成14年12月20日、範囲確認調査にかかる文化庁の史蹟現状変更許可（14委庁財第4の1088号）
平成15年 1～3月	発掘調査にあたり専門家の指導を仰ぐため調査検討委員会を設置 第1回 平成15年1月23日 委員長・副委員長の選出、調査の進め方の検討 第2回 平成15年2月25日 現地指導、二子古墳の史跡としての活用方針を明確化するよう指導される 第3回 平成15年3月25日 現地指導。史跡の範囲拡大の必要性和今後の方針について検討、鹿乗川流域遺跡群との関係がわかるような形での整備を希望
平成15年 2～4月	安城市教育委員会が範囲確認調査を実施 墳丘測量図と周辺地形図を作成

資料：『史跡二子古墳』より引用抜粋

②古墳の概要

墳形と規模 発掘調査により、全長 68.2 m、後方部長 36.4 m、前方部長 31.8 m、後方部幅 36.2 m、前方部最大幅 29.6 m、後方部高 6.97 m、前方部高 4.27 mである。なお、後方部の北側裾に幅 11.5 m（A 区）の溝が確認されており、周溝の可能性はある。葺石は認められない。

埋葬施設 不明

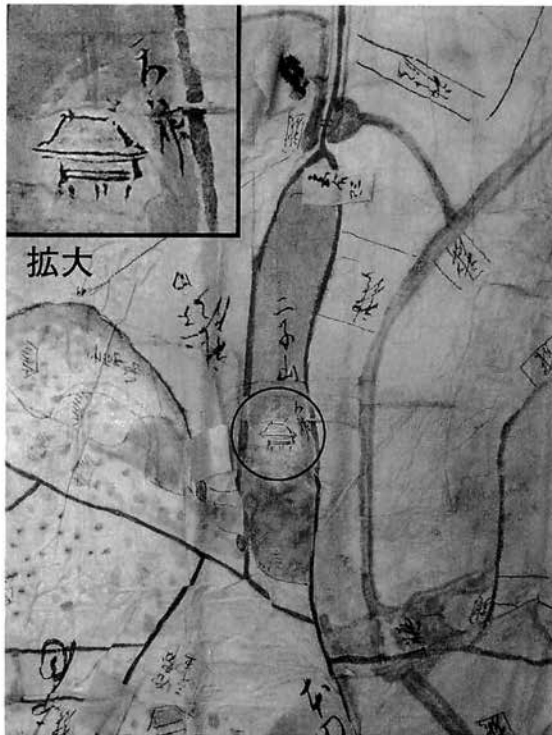
出土遺物 副葬品は発掘調査が行われておらず不明。墳丘範囲確認調査では墳丘流失土から土師器がわずかに出土しているのみで、弥生土器のほか、須恵器、灰釉陶器等がほとんどである。埴輪は確認されていない。

築造時期 古墳時代前期前半（3世紀後半から4世紀初頭）（三田 2005、李 2007）、ないし古墳時代前期中葉（4世紀前葉）（西島 2012 ほか）がある。

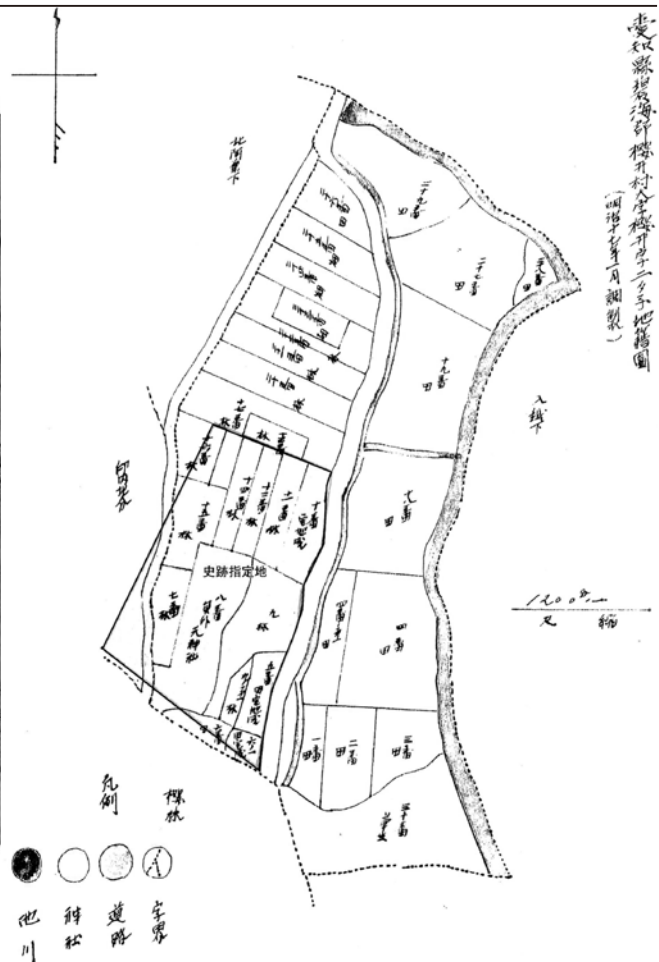
備考 古墳の規模はほぼ確定したものの、墳丘形状及び付帯施設の存在を確認する調査が必要である。

参考文献

- 桜井村 1887『桜井村村誌』（地誌材料調査）（安城市史編さん委員会 1973『安城市史』資料編、安城市教育委員会に所収）
- 堀田明信 1935『愛知県碧海郡桜井村土地宝典』帝國市町村地圖刊行會
- 小栗鉄次郎 1936「碧海郡桜井村大字桜井二子古墳」『愛知県史跡名勝天然紀念物調査報告』第 14、愛知県桜井町文化財保護委員会 1959『資料編 桜井町の古墳』
- 大塚初重 1962「前方後方墳序説」『明治大学人文科学研究所紀要』第 1 冊、明治大学
- 内藤 晃 1966「東海」『日本の考古学』IV古墳時代（上）、河出書房
- 天野暢保 1971「地方国家の成立」『安城市史』安城市史編さん委員会
- 安城市史編さん委員会 1973「安城市古代・中世遺跡一覧」『安城市史』資料編
- 茂木雅博 1974『前方後方墳』雄山閣出版
- 賛 元洋 1988「愛知県三河地方の前方後方墳」『古代』第 86 号、早稲田大学考古学会
- 神谷友和 1992「三河」『前方後円墳集成』中部編、山川出版社
- 天野信治 1994「愛知県安城市二子古墳について」『考古学フォーラム』4
- 加納俊介 2004「二子古墳」『新編安城市史』10 資料編考古、安城市史編集委員会
- 三田敦司 2005「二子古墳」『愛知県史』資料編 3 古墳
- 安城市教育委員会 2007『史跡二子古墳』安城市埋蔵文化財発掘調査報告書第 19 集
- 李浩基 2007「考察」『史跡二子古墳』安城市埋蔵文化財発掘調査報告書第 19 集、安城市教育委員会
- 西島庸介 2012「古墳出現前後の三河」赤塚次郎編『尾張・三河の古墳と古代社会』東海の古代 3、同成社



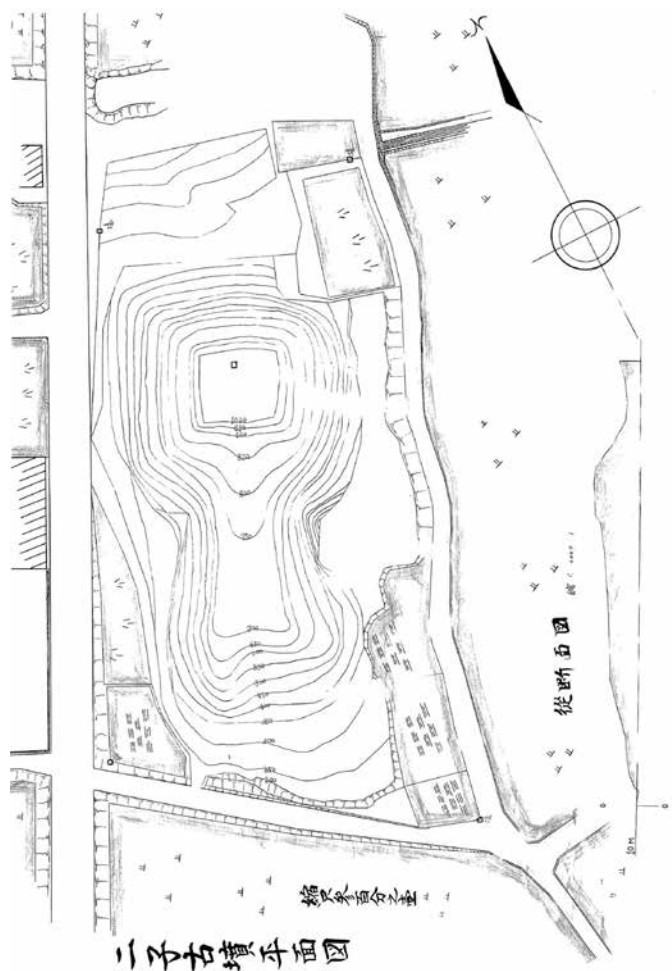
上：図7 二子山（1819『桜井村絵図』）



右：図8 二子古墳周辺地籍図（1884）



上：図9 二子古墳墳丘測量図
(小栗 1936)



右：図10 二子古墳墳丘測量図
(桜井町文化財保護委員会 1959)

※縮尺は任意



図 11 二子古墳墳丘測量図（平成 15 年作成）



図12 二子古墳トレンチ配置図（安城市教育委員会 2007）

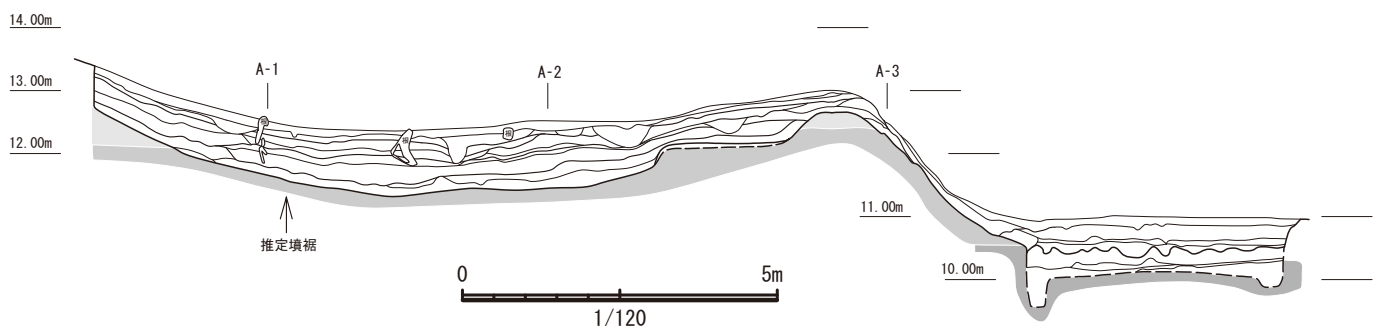


図13 二子古墳 A トレンチ土層堆積状況図（安城市教育委員会 2007）

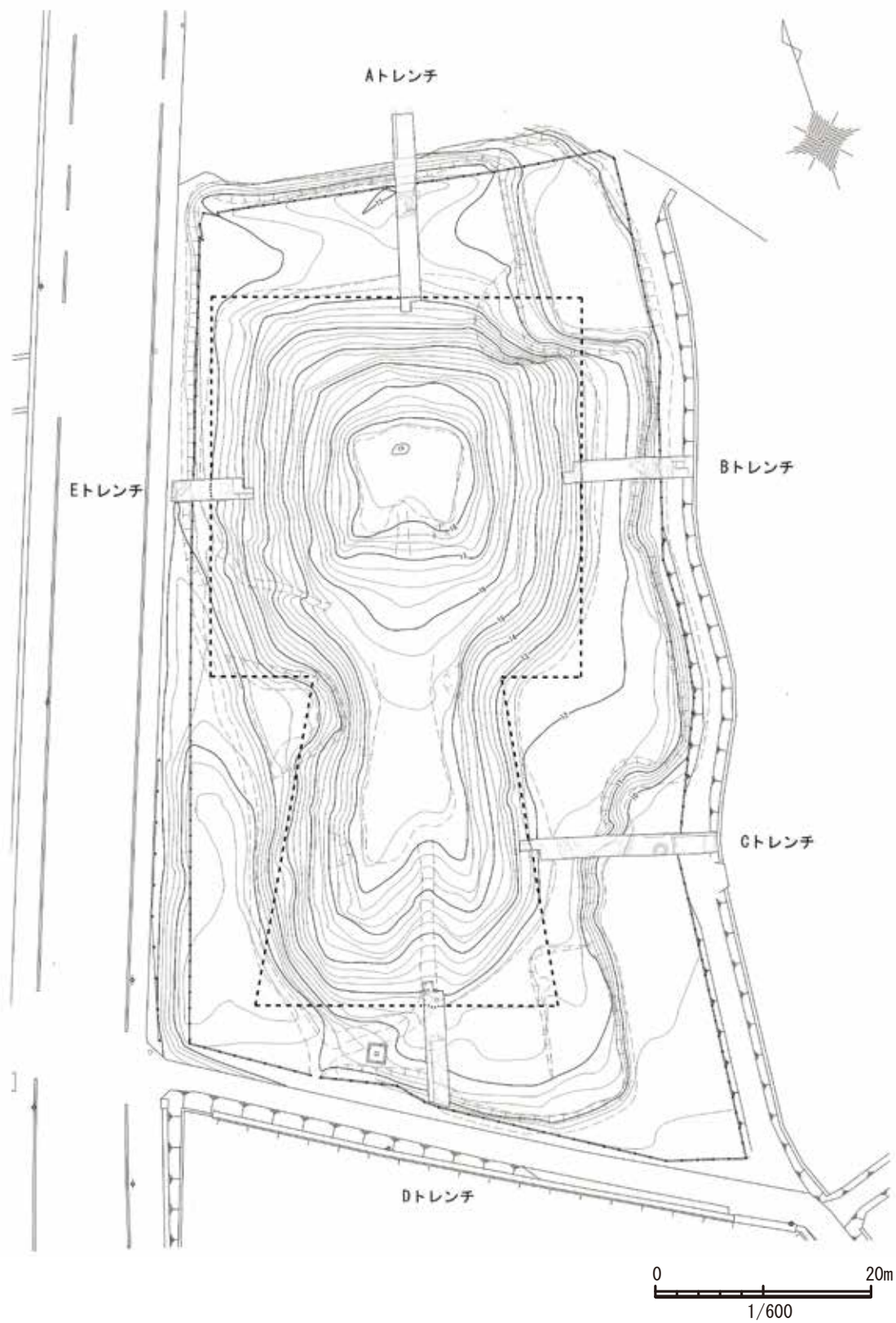


図 14 二子古墳墳丘復元図 (李 2007)

(3) 土地所有状況

史跡指定地の土地所有者は安城市と宗教法人桜井神社となっている。桜井神社所有地は主に墳丘部分にあたる。

表 18 史跡指定地の土地所有と公有化の状況

字 名	地 番	地 目	現況地積 (㎡)	所有者	公有化状況
二タ子	1	雑種地	62.77	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	2	雑種地	158.66	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	3	雑種地	6.65	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	4	雑種地	112.41	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	5	雑種地	102.46	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	6	雑種地	19.82	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	7	境内地	707	(宗) 桜井神社	—
二タ子	8	境内地	975	(宗) 桜井神社	—
二タ子	9	境内地	1127	(宗) 桜井神社	—
二タ子	10	雑種地	181.79	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	11	雑種地	148.75	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	12	雑種地	122.30	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	13	雑種地	115.63	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	14	雑種地	125.60	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	35-1	雑種地	160.04	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日
二タ子	36-1	雑種地	33.01	安城市	昭和 50 年 9 月 30 日

公有化済み面積 1,349.89㎡ (32.5%)

宗教法人所有面積 2,809.00㎡ (67.5%)

史跡指定地面積 計 4,158.89㎡

(4) 今日に至る古墳の履歴

①桜井天神社について

二子古墳の後方部上に「桜井天神社址」の石碑が建てられている。

桜井天神社は「二子山天神」、創建年月不詳、無格社、所在地の二子山の由来は前方後円形の御陵墓であるという説のほか、祭神の大白命が日本武尊と双子であるとの説が紹介されている（『桜井村村誌』（地誌材料調査）1887、『安城市史』資料編 1973）。文政 2 年（1819）「桜井村絵図」には二子山に「天神」とした社が描かれ、大正 3 年（1914）桜井神社に合祀され、現在古墳後円部墳頂に石碑を残す。

ちなみに、二子山は、宝永 7 年（1710）桜井神社神主と桜井村との争論の中で、「（前略）（桜井村権現（桜井神社）神主）図書屋敷廻り二子山林茂り田地障二成り由…（後略）」とあり、幕府評定所より神主には田地へ出た枝の伐採が命じられるように、18 世紀代には古墳周辺に田地が存在したことがわかる（『小普請堀三六郎支配 本多勘右工門』、『安城市史』資料編 1973）。

なお、桜井神社の社伝によると桜井、碧海山、二子山に遷座した後、現在地に鎮座するに至ったとされる。

②自然景観の歴史性について

現在の二子古墳には、クスやマツ等の樹木の疎林となっており、地被植物としてコグマザサが植栽されている。墳丘の樹木管理に関連して、現在の自然環境がどこまで遡れるのかといった歴史性について、古写真から概観してみる。

古写真をみると、戦前から昭和40年代頃までは墳丘の形も確認できる程度のマツ林となっていたことがわかる。その後、墳丘上の樹木の伐採等が行われなくなった時期に実生木の常緑広葉樹が繁茂し、うっそうとした森に変貌した。平成12年（2000）以降は、市教育委員会がこれら実生木の伐採を進めた結果、現在のような疎林が形成された。

また、かつて桜井神社が学校用地を桜井村に提供した代わりに、墳丘部分の土地が神社用地になったと伝わる。そのため、現在も、桜井神社の氏子が年2回の草刈を行っている。

参考資料として、大正末期から昭和初期に桜井村に来訪された柴田常恵氏資料（國學院大學博物館所蔵）、昭和11年（1936）『愛知県史跡名勝天然記念物調査報告』で二子古墳・姫小川古墳を報告した小栗鉄次郎氏資料（名古屋市博物館所蔵）がある。

＊二子古墳は、近世絵図に「二子山」として描かれ、柴田氏の写真注記には「二子山」「二子山古墳」「二子塚」「二子古墳」等様々な名称が使用されている。その後も『桜井町の古墳』で「二タ子古墳」と呼称されている。



2274「愛知懸か 桜井神社付近か」188 × 130



2275「三河、桜井村 二子山（西南ヨリ）大正一三、一二」158 × 109



2276「三河 桜井村姫 同村姫塚古墳 桜井二子山古墳」159 × 109



2277「三河碧海郡桜井村 二子塚 大正一三、一二」157 × 107

図15 二子古墳古写真（柴田常恵氏資料）（國學院大學博物館所蔵）



2278「三河桜井 二子古墳 昭和三、一一、一六、
第二図 三寸」157 × 107



2279「三河碧海郡桜井村 浅間神社古墳（東側より）
大正一三、一二」158 × 110 ※二子古墳の誤り

二子古墳古写真（柴田常恵氏資料）（國學院大學博物館所蔵）



二子古墳古写真（小栗鉄次郎氏資料）（名古屋市博物館所蔵）



二子古墳古写真（1965 年頃）

図 16 二子古墳古写真（柴田常恵氏資料・小栗鉄次郎氏資料ほか）

第3節 史跡を構成する要素の現状と課題

(1) 史跡を構成する要素の特定

史跡に関わる様々な要素を、下表のとおり「史跡を構成する要素」と「史跡に伴う諸要素」に分類する。「史跡を構成する要素」には、墳丘や周溝など古墳総体が相当する。「史跡に伴う諸要素」は、鹿乗川流域遺跡群をはじめとする「古墳に関わる居住域・生産域」、「今日に至る古墳の履歴を示す要素」、「史跡の保護と管理に有効な要素」、「史跡の保存管理上調整が必要な要素」が相当する。

特に、古墳の立地する碧海台地東端部の地形、墳丘上に現存する神社仏閣や樹木等は、史跡の価値の一部である「今日に至る古墳の履歴を示す要素」として積極的に評価した。

また、「史跡の周辺環境を構成する諸要素」では、古墳に関わる言い伝えや伝承、祭りなど無形のものを含めた歴史文化資源を、今日まで古墳を存続させた重要な要素であると評価した。

表 19 構成要素の分類表

分 類			内 容	記号
史跡を構成する諸要素	史跡を構成する要素	古墳の価値を有する要素	古墳の総体（墳丘、周溝、埋葬施設、副葬品を含む遺物等）	ア)
	史跡に伴う諸要素	古墳に関わる居住域・生産域	鹿乗川流域遺跡群をはじめとする古墳周辺の弥生時代から古墳時代の遺構・遺物	イ)
		今日に至る古墳の履歴を示す要素	古墳が立地する地形 古墳に関連する前後の時代の文化財（神社仏閣、塚、墓標） 古墳に関連する自然環境（樹木、植生、生物）	ウ)
		史跡の保護と管理に有効な要素	管理施設、保存施設 標識、囲柵、標柱、説明板等	エ)
		史跡の保存管理上調整が必要な要素	除却・移転等を検討すべきもの 史跡内の建造物、工作物、看板、便益施設等	オ)
史跡の周辺環境を構成する諸要素	文化遺産		歴史文化資源 （言い伝え・伝承を含む）	カ)
	便益施設		ガイダンス施設、公園、トイレ、駐車場、看板（サイン）、散歩道、道路、水路等	キ)
	自然・景観・土地利用		開析谷、段丘、樹林地、境内地、宅地、農地等	ク)

二子古墳の史跡を構成する諸要素は、表 20 のとおりである。古墳の総体として、地上、地下に存在する墳丘と周溝が相当する。また、墳丘上の樹木等は、遺構を傷める可能性もあるが、時間の経過とともに古墳の環境の一部となっていることから、今日に至る古墳の履歴を示す要素とした。

表 20 史跡二子古墳を構成する諸要素

史跡を構成する諸要素				
史跡を構成する要素	史跡に伴う諸要素			
ア) 古墳の価値を有する要素	イ) 古墳に関わる居住域・生産域	ウ) 今日に至る古墳の履歴を示す要素	エ) 史跡の保護と管理に有効な要素	オ) 史跡の保存管理上調整が必要な要素
・ 墳丘 ・ 周溝	・ 桜林遺跡 (土器集積・溝)	・ 碧海台地東端部の地形 ・ 樹木・草花 ・ 桜井天神社址の標柱 ・ 二タ子遺跡	・ 史跡標識 ・ 史跡説明板 ・ 擬木囲柵・植栽 ・ 境界杭	—

(2) 各構成要素の現状と課題

以下の構成要素、ア)～ク)は、前掲の「表 19 構成要素の分類表」の記号に対応する。

P41 から P43 の写真の注記にある数字①～⑳は、「図 17 二子古墳現況図」内の写真撮影位置に対応する。

①史跡を構成する要素

ア) 古墳の価値を有する要素

二子古墳は、愛知県最大の前方後方墳であり、西三河地域のみならず東海の古墳時代を語る上で欠くことのできない重要な古墳である。墳丘は、市街地に隣接する標高約 11 m の台地上に立地し、気軽に登ることができる。

平成 15 年(2003)墳丘範囲確認調査により 68.2 m の墳丘規模を確認した。後世において後方部北東側、くびれ部西側、前方部南東側が削り取られている。また、雨水等の自然的要素によっても削り取られ、崩落した箇所がある。クス等常緑広葉樹が成長し、遺構の損傷が懸念される。

周溝と想定される溝状遺構が発見され、北側(A トレンチ)で幅約 10.8 m、深さ 60～70cm ほどあり、地下に遺存している。なお、墳丘西側の周溝が想定される範囲には県道が南北に走る。

②史跡に伴う諸要素

イ) 古墳に関わる居住域・生産域

二子古墳の南側には、古墳との関連が指摘される桜林遺跡があり、弥生時代終末期から古墳時代初頭の土器集積や当該時期とみられる溝状遺構が検出されている。桜林遺跡の調査地は未指定であるものの、市有地である。

ウ) 今日に至る古墳の履歴を示す要素

二子古墳は碧海台地東端部に立地しており、東側沖積低地から台地までの 4 m ほどの比高差が観察できる。

二子古墳東側に市指定史跡二タ子遺跡が立地している。沖積低地の平坦面では溝状遺構が確認されているが、奈良時代以降のものである。

墳丘上の樹木は、マツを除いて実生木と考えられることから、遺構に損傷を与える可能性があるものは適宜伐採等が必要となる。



図 17 二子古墳現況図



図 18 南西側から望む古墳①



図 19 後方部北東側の削られた部分②



図 20 くびれ部西側の削られた部分③



図 21 前方部南東側の削られた部分④



図 22 周溝の想定される古墳西側の県道⑤



図 23 墳丘西側の周溝が想定される部分⑥



図 24 古墳南側の桜林遺跡⑦



図 25 碧海台地東端の高低差が観察できる⑧



図 26 周溝が想定される部分に生える樹木⑨



図 27 ニタ子遺跡の説明板⑩



図 28 墳丘上の雑草処理の様子⑪



図 29 後方部上の桜井天神社古址標柱⑫



図 30 指定地南東角の境界杭⑬



図 31 墳丘の登り口付近に立つ標識⑭



図 32 古墳の説明板⑮



図 33 古墳南側にある市有地の駐車場⑯



図 34 指定地と高低差のある県道⑰



図 35 東側農地から望む古墳遠望⑱



図 36 墳頂から望む東側農地⑲



図 37 道路と新幹線に挟まれた北側の農地⑳

樹木管理は、公有地については安城市、その他は桜井神社が行っている。墳丘上の草刈、清掃等は桜井神社の氏子と安城市が行っているが、維持管理区分が不明確となっている。今後適正な管理を行う体制整備が必須となる。

後方部上の桜井天神社址の標柱は、古墳の歴史的な経緯を示す重要な要素である。

エ) 史跡の保護と管理に有効な要素

史跡標識や史跡説明板、擬木囲柵が設置されている。昭和50年代に整備された擬木囲柵の一部は欠損している。史跡説明板は古墳の墳丘上や周溝内に位置するものがあり、今後の更新・改修時に、適切な設置位置を検討する必要がある。

境界杭は1箇所しかなく、県道側と水路側の境界杭は滅失している。道路の拡幅や史跡指定地の地番付け替え等に伴い境界が不明確な部分が存在する。

オ) 史跡の保存管理上調整が必要な要素（該当なし）

③史跡の周辺環境を構成する諸要素

カ) 文化遺産

地域の歴史資源を周遊する「歴史の散歩道」（桜井コース・堀内コース・古井コース）が設定されており、古墳西側に誘導看板が設置されている。

キ) 便益施設

史跡指定地南側は市所有のゲートボール場となっており、車の駐車が可能である。

ク) 自然・景観・土地利用

史跡指定地は市街化調整区域であるものの、北西側に県道が接し、その北西側は市街化区域となっている。現在、墳丘上から東南に眺望が開けているが、東側の農地に開発が及べば良好な景観が阻害される可能性がある。

(3) 保存と活用上の課題

二子古墳は、昭和2年（1927）国の史跡に指定された貴重な文化財であり、土地所有者は安城市と宗教法人桜井神社となっている。恒久的な保存を確実にするために、指定地全体の公有化が望まれる。宗教法人が古墳の土地を取得した歴史的な経緯を尊重しつつ、所有者や地元住民等との協議と理解の上で、必要に応じて長期的な公有化を検討していく必要がある。

また、史跡指定地周辺において古墳関連遺構が想定される範囲が存在するが、十分な調査が行われていない。調査の結果、二子古墳の価値に関わる重要な遺構が確認された場合は、これら範囲の追加指定及び公有化を検討する必要がある。

樹木の伐採、枝打ち、草刈、清掃等は、桜井神社氏子と安城市が分担して行っているが、維持管理の内容や役割分担が不明確な部分がある。今後とも墳丘を保護し、健全な樹木の環境を維持するため、適切な措置が必要である。

第4節 保存管理

(1) 保存管理の基本方針

- ・ 史跡の構成要素の範囲に地区区分(ゾーン)を設定し、地区の特性に応じた保存管理を行う。
- ・ 史跡指定地のうち公有化されていない土地について、地区区分別、所有区分別に公有化の方針を示す。
- ・ 古墳の総体が分布すると考えられる範囲で未指定の土地を示し、追加指定の考え方を示す。
- ・ 現状変更等の取り扱い基準を示す。

(2) 計画地の地区区分

計画地の地区区分は、大きく古墳の総体が存在すると考えられる範囲を保存管理の対象範囲として設定し、その中を宗教法人とその他の土地所有者別に細分化するものである。

史跡二子古墳の地区区分は、史跡指定地区(Aゾーン)、史跡指定追加地区(Bゾーン)、史跡周辺遺構地区(Cゾーン)、史跡周辺活用地区(Dゾーン)の4つである(表21、図38参照)。

このうち、保存管理すべき対象範囲は、Aゾーン及びBゾーンである。Aゾーンの全域は、古墳の総体が存在するA1ゾーンにあたる。

表21 各地区の概要

保存区分（ゾーン）				内 容	土地所有
A 史跡指定地区					
A	1	a	史跡指定地 遺構地区	史跡指定地において古墳の総体（墳丘、周溝等）が存在する地区	安城市
		b			宗教法人
B 史跡指定追加地区					
B	1	a	史跡遺構 想定地区	史跡指定地外であるが、古墳の総体（墳丘、周溝、埋葬施設、副葬品を含む遺物等）の存在が想定される地区	安城市
C 史跡周辺遺構地区					
C		史跡周辺 遺構地区	古墳の総体（墳丘、周溝、埋葬施設、副葬品を含む遺物等）は存在しないが、古墳の周辺において同時期の遺構・遺物が確認・想定される地区 将来的に古墳との関連性が明確なものについては、史跡と一体的整備が考えられる地区		安城市・民地ほか
D 史跡周辺活用地区					
D	1	活用施設地区	指定史跡地に隣接ないし近接する周辺の地区。見学者に必要な便益施設等の設置が考えられる地区		安城市・民地ほか
	2	活用環境地区	指定史跡地に隣接ないし近接する周辺の地区		

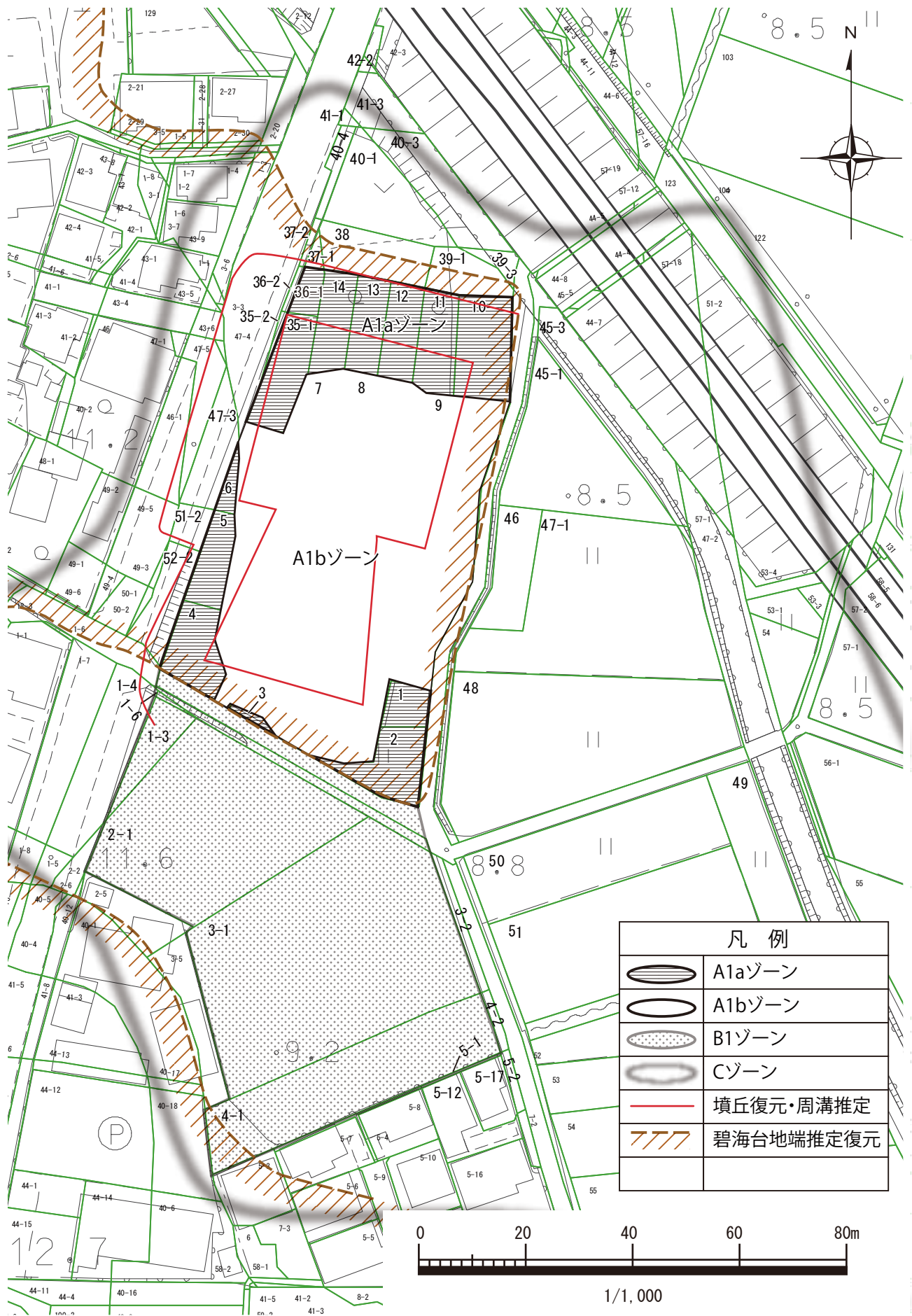


図 38 二子古墳地区区分図

(3) 保存管理と遺構保存手法

地区・構成要素ごとの保存管理・遺構保存手法は、「表 26 二子古墳の保存管理総括表」のとおりである。特に重要な課題である墳丘管理と樹木伐採等の維持管理については、内容と役割分担を以下に示す。

①墳丘管理

二子古墳には墳丘が削り取られている部分が存在するため、今後、地盤工学的な地質調査を実施し、必要な保護措置の判断材料とする。二子古墳では、遺構を損傷しないことを第一として周辺環境と調和して景観を保全しつつ、盛土による墳丘の保護が想定される。

②樹木伐採・剪定及び除草・清掃等の維持管理について

複数の樹木医に依頼して、自然環境調査を実施する。あわせて、前述の歴史環境を踏まえてどのような景観がふさわしいのかについて検討していく必要がある。特に、常緑広葉樹等の古写真にはみられない樹木（実生木）の維持管理については、土地所有者・地元住民と協議の上、将来的に間伐を含めた対策を講じる必要がある。

(ア) 遺構に損傷を与える可能性のある樹木伐採

墳丘保護の観点から遺構に損傷を与える可能性のある樹木伐採については、土地所有者と協議の上、管理団体である安城市が伐採を行うものとする。なお、土地所有者は剪定等の役務についての補助・協力を行うものとする。

(イ) 日常的な維持管理に関わる樹木剪定

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもので日常的な維持管理に関わる樹木剪定については、土地所有者が行うものとする。なお、以下4点を剪定方法とし、その他の事案については原則個別対応する。

●樹冠切り下げ、樹形整形

樹木上部の枝を切って生育を抑制、生長限界で枯死した枝を除いて樹形を整える。

●枯枝・下がり枝除去

枯れ枝、下がり枝は根元から切る。

●平行枝一部除去

同じ方向に平行する平行枝（重なり枝）は一本のみ残し、それ以外は根元から切る。

●横枝除去

横に伸びた枝は根元から切る。

(ウ) 日常的な維持管理に関わる除草・清掃等

保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもので日常的な維持管理に関わる除草・清掃等については、土地所有者が行うものとする。二子古墳は安城市・桜井神社が土地所有者であることから、小中学校・地元住民等に安城市が加わる。姫小川古墳は神社境内であることから土地所有者が行うものの、将来的には両古墳とも小中学校・ボランティアと連携した維持管理団体の構築を目指す。

(4) 保存管理の内容と手法

保存管理の内容は、「維持管理」と「主に保存を目的とするもの」に分ける。

①維持管理

点検、清掃や災害時の応急措置等の維持的措置に相当する。

- ・維持管理は、日常的・定期的な点検等によって地上遺構及び地下遺構の保存が適切になされているかを確認する。史跡の景観も同様である。
- ・清掃・除草等の維持的措置は安城市と地元住民のみならず、小中学校やボランティアを含めて保存体制を確立し、史跡としてふさわしい状態を維持する。
- ・災害・事故等が発生した場合、臨時の巡検を実施し、遺構等の毀損状況等の把握に努め、必要に応じて破損の予防・拡大防止のための応急的な維持的措置を行う。

②主に保存を目的とするもの

(ア) 保存のための管理

史跡等を保存し次世代へと伝えていくうえで必要となる管理のための行為及び施設の設置に相当する。保存・管理は保存施設と応急的に行う復旧及び修理、防災は防災施設、急傾斜地の崩落防止、病虫害防除等を指す。

A 保存・管理

- ・史跡の保護と管理に有効な要素である史跡標識・史跡説明板・擬木囲柵等の保存施設は、必要に応じて設置する。既設のものは維持管理の範囲において必要において軽微な補修等を行い、原則現状維持を図る。ただし、墳丘など古墳の価値を有する要素に関わる場合、遺構の状況を調査して慎重に検討する。
- ・古墳の本質的価値を構成する要素に軽微な毀損や衰亡がみられた場合、小規模な復旧及び小修理による原状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお、軽微な毀損以外の場合は、本格的な復旧策を講じるものとする。

B 防災

- ・自然災害、人為災害、事故等の緊急事態、非常事態に対して、危機管理体制を構築する。
- ・火災、風水害、震災といった災害から史跡の本質的価値を構成する要素を守るために、適切な防災措置を講じ、そのための巡視も適宜実施する。

(イ) 復旧

史跡等が毀損し、衰亡している場合には衰亡前の状態に戻す措置に相当する。遺構保存、修復にあたる。

- ・復旧は、遺構等本質的価値を構成する要素に毀損や劣化がみられる場合、遺構の保存を大前提として毀損前の状態に戻す。
- ・毀損範囲が大きい場合、毀損状況の調査、さらには整備委員会の設置等も含めて、計画的に復旧する。

(ウ) 来訪者管理

来訪者の適切なコントロールには現況の見学通路を利用し、仮設的整備として見学通路の整備・復旧を検討していく。

(5) 公有化の方針

A、Bゾーンの公有化の方針を示す。

史跡指定地区（Aゾーン）の土地所有者は、安城市と宗教法人桜井神社である。宗教法人所有

地については、現存する建築物等がほとんど存在しないことから、必要に応じて長期的に公有化を検討する。

表 22 公有化の方針

保存区分（ゾーン）				土地所有者	公有化の方針
A 史跡指定地区					
A	1	a	史跡指定地 遺構地区	公有化済み（市有地）	—
		b		民地（宗教法人所有地）	必要に応じて長期的に公有化を検討
B 史跡指定追加地区					
B	1	a	史跡遺構 想定地区	公有化済み（市有地）	—

（６）史跡指定追加地区

Bゾーンを史跡指定追加地区とする。（図 38 参照）

二子古墳のBゾーンは、墳丘南側の桜林遺跡の範囲で、現在は市有地のゲートボール場として利用されている。今後の調査成果に基づき、二子古墳の築造に関わる一体的な遺構であることが確認された段階で、桜林遺跡の市史跡指定を行い、将来的に国の史跡指定を目指す。

（７）現状変更等の取扱い

Aゾーン（史跡指定地内）における現状変更等の取扱いは、表 23 を目安とする。具体的な変更行為等とその対応例は表 24 に示す。なお、Bゾーンが追加指定された場合は、当該範囲にAゾーンの取扱い基準を準用する。

表 23 現状変更等の取り扱い基準

保存区分（ゾーン）				保存管理基準（現状変更）	建築物新築	建築物増改築	簡易な建築物	地形変更	木竹伐採
A 史跡指定地区									
A	1	a	史跡指定地 遺構地区	現状維持を基本とし、現状変更は原則認めない。	×	×	×	×	×
		b		建築物等の新築は認めない。増改築は原則認めないが、遺構に影響を与えないもの、景観に与える影響が軽微なものに限り認める場合もある。	×	△	△	×	△
B 史跡指定追加地区									
B	1	a	史跡遺構 想定地区	今後の調査成果に基づき、将来的に指定を目指す（指定後はA1aゾーンと同一）。現状では、建築物等の新築、増改築は遺構に影響を与えないように協議し、その他の遺構に影響を与えないもの、景観に与える影響が軽微なものについては可能。	△	△	△	△	△

△：市教育委員会との協議を要する、×：不可

表 24 現状変更等の対応例

変更行為等	協 議	対 処
・建物の増改築・除却 ・工作物（塀、標柱、フェンス、看板等）の設置・除却 ・植栽	行為者が市教育委員会と協議	市教育委員会の許可により、可
・墳丘保護のための樹木伐採	市教育委員会が土地所有者と協議	協議結果に応じて、市が伐採
・日常的な維持管理に関わる樹木の枝打ち、草刈、清掃等 ・安全確保のための柵や表示板の設置	— (協議不要)	許可不要につき、必要に応じて各自実施

<参考>

現状変更等：文化財保護法第125条第1項に定める、現状を変更する行為、又は保存に影響を及ぼす行為

表 25 現状変更等一覧

区 分		適 用
現 状 変 更 等	・ 現状変更等（文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる史跡等の現状変更等を除く）	文化庁長官（国）による許可
	<想定される行為の例> ● 建築物の新築、増築、改築、除却 ● 地形・区画形質の変更 ● 発掘調査等の学術調査 ● 史跡の保存・活用に関わる整備	
	・ 文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる史跡等の現状変更等	安城市教育委員会による許可
	<想定される行為の例> ● その他の工作物（塀、石垣、フェンス、看板）の設置、改修、除却（設置から50年を経過していないもの） ● 道路の舗装、改良（土地の形状変更を伴わないもの） ● 埋設されている電線、ガス管、水管、下水道管の改修 ● 竹木の伐採、植栽 ● 墳丘やその他史跡を構成する遺構に関する、測量、型取り等の行為（遺構の形状改変を伴わないもの）	
	・ 維持の措置（現状変更等の許可申請等に関する規則第4条） ・ 非常災害のために必要な応急措置 ・ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの	許可不要（法第125条第1項ただし書）
	<想定される行為の例> ● 毀損もしくは衰亡等からの原状復旧 ● 毀損もしくは衰亡の拡大を防止するための行為 ● 毀損、もしくは衰亡する部分が明らかに復旧することが不可能な場合の当該部分の除去 ● 崩落防止等のための土嚢の設置やシートの設置 ● 安全確保のための立入り禁止措置を講じるための柵や標示板等の設置	

表 26 二子古墳の保存管理総括表

保存区分（ゾーン）		A 1 a：史跡指定地区（史跡指定地遺構地区 / 市有地）	
史跡二子古墳は、愛知県最大の前方後方墳であり、西三河地域のみならず東海の古墳時代を語る上で欠くことのできない重要な古墳である。こうした古墳の中で、市街地に隣接する標高約 11 mの台地上に立地し、墳丘に気軽に登ることができるものは、日本列島全体を見渡しても数少ない古墳である。本地区は、この史跡の中核となる地区であり、後世に確実に伝承するために必要な維持管理等を行い、現状を維持・保全することを原則とする。ただし、明らかに改変されていることのわかる部分については、慎重な調査を経た上で適切な修復・修景を図る。			
構成要素ごとの保存管理方法			
区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡を構成する要素	墳丘	後方部北東側は後世に削り取られている。	・市専門職員は現地で定期的に点検を行い、崩落箇所や崩落の可能性のある部分を確認する。 ・常時監視するため地元住民やボランティアに監視を依頼し、定期的点検をさらに充実する。 ・崩落箇所や崩落危険箇所が確認された場合、速やかに維持的措置を図る。 ・将来必要に応じて、遺構保護のための補足調査を実施し、その成果に基づき、適正な保存処理を図る。
	周溝	古墳北側・南西側は地下に埋没する。	・市専門職員は現地で定期的に点検を行い、現状地形が改変されていないことを確認する。 ・常時監視するため地元住民やボランティアに監視を依頼し、定期的点検をさらに充実する。 ・将来必要に応じて、遺構保護のための調査を実施し、その成果に基づき、適正な保存処理を図る。
史跡に伴う諸要素	樹木・草花	墳丘上にはマツ等が樹生し、地被植物としてコグマザサが植栽されている。古写真から、元々墳丘上は松林で、クス等の広葉樹が実生木であることがわかる。	・自然環境調査を実施し、健全な自然環境を維持する。 ・歴史的な景観の変遷を調査し、史跡にふさわしい景観を検討する。 ・墳丘の形をみせられる程度の樹林景観を維持する。 ・草花は、墳丘保護に有効と捉える種以外は、除草する。
		樹木は安城市・桜井神社、草花は桜井神社（年2回／桜井地区町内会）が主に管理している。	・墳丘保護の観点から遺構に損傷を与える可能性のある樹木伐採については、土地所有者と協議の上、管理団体である安城市が伐採を行うものとする。なお、土地所有者は剪定等の役務についての補助・協力を行うものとする。
	史跡説明板	前方部前端南西側に建つ。周溝が想定される地点にあたる。	・新たな知見を加え改修整備する段階で、指定地外を含めた適切な場所に移設する。
	擬木囲柵	指定範囲を示して墳丘周囲を巡る。コンクリート製で、昭和 54 年（1979）国・県補助で設置された。そのうち、一部は欠損している。	・原則現状維持とする。なお、欠損したものについては、同一形状のものに速やかに修復する。
	境界杭	南東側1箇所に残存するが、県道側、水路側の杭は滅失している。	・指定地界を確定し、速やかに境界杭を設置する。

保存区分（ゾーン）		A 1 b：史跡指定地区（史跡指定地遺構地区 / 宗教法人所有地）	
A1aと同様に、史跡二子古墳の中核地区となるうち、宗教法人が所有するものである。後世に確実に伝承するために、必要に応じて長期的に公有化を検討しながら、地権者の理解と協力のもと現状を維持・保全することを原則とする。ただし、明らかに改変されていることのわかる部分については、慎重な調査を経た上で地権者と協議しながら適切な修復・修景を図る。			
構成要素ごとの保存管理方法			
区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡を構成する要素	墳丘	くびれ部西側、前方部南東側は後世に削り取られている。また、前方部南側には登り口として通路があり、くぼんでいる。	・市専門職員は現地で定期的に点検を行い、崩落箇所や崩落の可能性のある部分を確認する。 ・常時監視するため地元住民やボランティアに監視を依頼し、定期的点検をさらに充実する。 ・崩落箇所や崩落危険箇所が確認された場合、地権者と協議の上、速やかに維持的措置を図る。 ・将来必要に応じて、遺構保護のための補足調査を実施し、その成果に基づき、適正な保存処理を図りながら、長期的に公有化を検討する。
	樹木・草花	マツや常緑広葉樹が樹生する。	※A1a（樹木・草花）の項目と同様。
史跡に伴う諸要素	史跡標識	前方部前段南側に建つ。	・史跡指定を示すものであり、原則現状維持とする。
	桜井天神社址の標柱	後円部墳頂平坦面に建つ。	・古墳保護の由来を示すものであり、当面は現状維持とする。ただし、将来、埋葬施設を始めとする遺構保護のための調査や整備を実施する場合、地権者と協議の上、適切な場所に移設する。

保存区分（ゾーン）		B 1 a：史跡指定追加地区（史跡遺構想定地区 / 市有地）	
史跡指定地外であるが、墳丘・周溝を始めとする古墳総体の存在が想定される地区。今後の調査成果を踏まえて、将来的に追加指定による遺構の保存を目指す（指定後は A1a 地区と同一の保存管理とする）。			
構成要素ごとの保存管理方法			
区分・要素		現 状	保存管理・遺構保存手法
史跡を構成する要素	古墳に関わる遺跡（桜林遺跡）	古墳南側は市有地のゲートボール場・駐車場、道路である。前者については平成6～7年（1994～1996）発掘調査に基づき、安城市土地開発公社の分譲宅地計画は見直され、現状保存措置がとられている地点にあたる。弥生時代終末期から古墳時代初頭の土器集積、前方部前段のある台地下で、それに沿うように巡る溝状遺構は、古墳の付帯遺構・遺物であることも想定される。	・条件が整い次第、「桜林遺跡」として市指定史跡とする。 ・将来必要に応じて、補足調査を実施し、その成果を踏まえて史跡の追加指定による遺構の保存の担保を得ることを検討する。

(8) 史跡指定地外の保存管理指針

二子古墳に関わる史跡指定地外の地区については、今後の調査の進展や社会情勢の変化等によって取り扱いが変わる可能性があるため、保存管理のための考え方を指針として示す。

①史跡周辺遺構地区（Cゾーン）

史跡周辺遺構地区は、墳丘・周溝を始めとする古墳の総体ではないものの、古墳の周辺において同時期の遺構・遺物が確認・想定される地区である。将来的に、調査を行って古墳との関連性が明確となった部分については、一体での整備を検討する。

地区区分図には、Cゾーンとしておおむねの位置を示す。

②史跡周辺活用地区（Dゾーン）

周辺活用地区は、指定史跡地に隣接ないし近接する周辺の地区で、活用施設地区（D1ゾーン）と活用環境地区（D2ゾーン）に分かれる。活用施設地区（D1ゾーン）には、見学者に必要な便益施設等の設置を検討する。活用環境地区（D2ゾーン）は、古墳の特長を際立たせる田園景観やビューポイント等の周辺景観を守る地区とする。

周辺活用地区は、今後の二子古墳の保存整備計画の具体化に応じて、検討するものとする。

表27 C・Dゾーンの保存管理指針

保存区分（ゾーン）		土地公有化	保存管理指針（現状変更）	建築物新築	建築物増改築	簡易な建築物	地形変更	木竹伐採
C 史跡周辺遺構地区								
C	史跡周辺遺構地区	必要に応じて公有化を促進	各種法規制、民間コンセンサスを適用して、緩やかに景観形成を図る。	○	○	○	○	○
D 史跡周辺活用地区								
D	1	活用施設地区	施設用地については公有化を促進	古墳の特長を際立たせる周辺環境（農地景観、ビューポイント等）を守るため、各種法規制、民間コンセンサスを適用して、緩やかに景観形成を図る。	○	○	○	○
	2	活用環境地区	必要に応じて公有化の場合もある		○	○	○	○

○：可

